



令和4年 (2022年) 5月31日(火)

No. 15663 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.jp/

目次

☆特許権侵害の共同不法行為……………(1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)…………(7)

特許権侵害の共同不法行為

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 深井 俊至

1 共同不法行為とは

特許権侵害は不法行為であり、侵害者は民法709
条に基づき、侵害した特許権の特許権者に対し、侵
害行為によって特許権者が被った損害を賠償する責
任を負う。侵害者が損害賠償義務を負う範囲は、自
らの特許権侵害行為によって特許権者に生じた損害
であるのが原則である。

製造業者が特許侵害品を製造し、特許侵害品が製

造業者から卸売業者に販売され、次に卸売業者から
小売業者に販売され、次に小売業者から消費者に販
売されたという事案では、製造業者による侵害品の製
造及び卸売業者に対する販売、卸売業者による小売
業者に対する侵害品の販売、小売業者による消費者
に対する侵害品の販売のそれぞれが特許権侵害行為
となる。この場合、特許権者は、製造業者、卸売業者、
小売業者それぞれを被告として、それぞれの行為を

Advertisement for HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK. Includes logo, address (Tokyo WTC), contact information for various offices (Tokyo, Osaka, Hiroshima, Nagoya), and a list of attorneys.